

平成23年(ワ)第34419号 慰謝料請求事件

原告

被告 東京電力株式会社

準備書面5

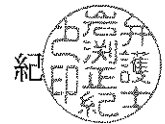
平成25年2月22日

東京地方裁判所民事第25部乙1B係 御中

被告訴訟代理人

弁 護 士

岩 淵 正 紀



同

竹 野 下 喜 彦



同

松 永 暁 太



本準備書面においては、必要と考えられる限度で原告準備書面(7)に対する反論を行う。

第1 「第1 乙12の欺瞞性とその信用性の著しい欠如」について

1 引用された論文に係る主張について

(1) はじめに

原告は、乙第12号証の「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書」(以下「本件報告書」という。)の内容について、U

NSCEAR2010年報告、ICRP2007年勧告等の記載を引用して、「自らが引用している諸論文に矛盾しており、端的に言って虚偽である」と主張する（原告準備書面（7）の4～7頁）。

しかしながら、以下で述べるとおり、原告の指摘する上記各記載は本件報告書の内容と矛盾するものではなく、原告の上記主張は失当である。

## (2) UNSCEAR2010年報告について

まず、原告が指摘するUNSCEAR2010年報告の「DNAに対するこのような複雑な損傷は正しく修復することが困難であり、低線量の放射線であっても、発癌のリスクを上昇させるようなDNAの突然変異が発生する確率はとても小さいがゼロではないというのがあり得べき状況である。したがって、現在、手に入る証拠は、低線量及び低線量率において癌を誘発する変異要素については反応にしきい値がないことを支持する傾向に傾いている。」という記載（原告準備書面（7）の5頁）は、あくまでも「確率はとても小さいがゼロではない」、「しきい値がないことを支持する傾向に傾いている」という限度にとどまっており、これがあるからといって、本件報告書の「国際的な合意では、放射線による発がんのリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされる。疫学調査以外の科学的手法でも、同様に発がんリスクの解明が試みられているが、現時点では人のリスクを明らかにするには至っていない。」（乙第12号証の4頁）との記載と矛盾するものということとはできない。

また、原告が指摘するUNSCEAR2010年報告の「委員会の2006年報告〔10〕では、低線量におけるリスクを推定するための外挿に、線形二次モデルを直接用いているため、線量・線量率効果係数は適用しな

かった。」という記載（原告準備書面（7）の5頁）についても、単に「線形二次モデルを直接用いているため、線量・線量率効果係数は適用しなかった」としているだけであって、その記載からUNSCEAR 2010年報告が線量率効果を否定したことを直接意味するものではなく、本件報告書の「低線量率の環境で長時間にわたり継続的に被ばくし、積算量として合計100ミリシーベルトを被ばくした場合は、短時間で被ばくした場合より健康影響が小さいと推定されている（これを線量率効果という。）。この効果は動物実験においても確認されている。」（乙第12号証の4頁）との記載と矛盾するものということとはできない。

(3) ICRP 2007年勧告について

ICRP 2007年勧告には、原告が指摘する64項の記載に続いて、次のような記載がされている（乙第14号証の17頁）。

「(65) したがって、委員会が勧告する実用的な放射線防護体系は、約100mSvを下回る線量においては、ある一定の線量の増加はそれに正比例して放射線起因の発がん又は遺伝性影響の確率の増加を生じるであろうという仮定に引き続き根拠を置くこととする。この線量反応モデルは一般に“直線しきい値なし”仮説又はLNTモデルとして知られている。・・・」

「(66) しかし、委員会は、LNTモデルが実用的なその放射線防護体系において引き続き科学的にも説得力がある要素である一方、このモデルの根拠となっている仮説を明確に実証する生物学的／疫学的知見がすぐには得られそうにないということを強調しておく（UNSCEAR、2000；NCRP、2001も参照）。・・・」

また、付属書Aには次のような記載もある（乙第14号証の154頁）。

「(A178) 線量のしきい値 前述の議論及び計算では、低線量

及び低線量率において低LET放射線による部位別がんリスクが、LNTモデルと一致して、放射線量に比例すると仮定した。したがって、それより低い線量では放射線関連のがんリスクが無いしきい線量が存在するかもしれない可能性は無視されてきた。LNTモデルは生物学的真実として世界的に受け入れられているのではなく、むしろ、我々が極く低線量の被ばくにどの程度のリスクが伴うのかを実際に知らないため、被ばくによる不必要なリスクを避けることを目的とした公共政策のための慎重な判断であると考えられている。」

「(A180) 修復機構が哺乳類ではエラーを起こしがちな、電離放射線による複雑なDNA損傷の誘発に関して、LNTモデルを支持する生物学的証拠にもかかわらず、ある未知の低線量におけるがん誘発のしきい値の可能性は排除できない(A. 4. 1節を参照)。」

以上のとおり、ICRP2007年勧告は、LNTモデルについて、本件報告書の「科学的に証明された真実として受け入れられているのではなく、科学的な不確かさを補う観点から、公衆衛生上の安全サイドに立った判断として採用されている。」(乙第12号証の8頁)との記載と矛盾するものでないことが明らかである。

## 2 乙12で引用されていない論文に係る主張について

原告は、2005年6月米国科学アカデミーBEIRVII等の記載を引用した上、「以上の報告全ては、広島・長崎の原爆被爆生存者の調査において、閾値が存在せず、低線量被曝においても被曝量に比例してガン発症の確率が増大することを示している。」と主張する(原告準備書面(7)の7~11頁)。

しかしながら、ICRP2007年勧告は、2005年6月米国科学アカ

デミーBEIRVIIについて、次のとおり言及しており（乙第14号証の155～156頁）、LNTモデルを巡って様々な議論があり、議論が決着していないことを明らかにしていることからしても、原告が引用するような報告があったからといって、本件報告書が「虚偽というほかない」というような批判を受ける理由はないのである。

「(A186) 得られるデータは普遍的な低線量しきい値の存在を排除するものでないが、この付属書で解釈し要約したように、全体としての証拠はこの主張に賛成しない。BEIRVII委員会(NAS/NRC、2006)は最近、低線量リスクに関する報告書を出版し、そこでは疫学及び生物学のデータに基づき同一の結論に達している。しかしFrench Academies(2005)による同じく最近の低線量に関する報告書は、放射線がんリスクに関する実際的な低線量しきい値の存在を主張するために、照射後の細胞シグナル伝達、DNA修復、アポトーシス及びその他の適応的抗腫瘍形成過程の線量依存性の可能性に関する証拠を強調している。全体的に見れば、LNTモデルの真の妥当性に関する長きにわたる疑問は、それが最終的な科学的解決の範囲を超えていることをたぶん証明しているであろうし、また、“証拠の重み”の議論と現実的な判断は近い将来にも引き続き適用されようである。」

### 3 「統計的に有意でない」ことの意味に係る主張について

原告は、「最新の知見のうち乙12が正確に引用しているといえるのは、概ね100～200mSv以下の被曝量においては過剰リスクが『統計的に有意』とはいえない、という点のみである」が、統計学、疫学に関する説明を根拠として、「統計的に有意」とはいえないからといって、「被告が主張

する『100～200mSv以下の被曝量ならば安全』という事実を立証するものではないし、また、本件報告書は、その点を強調して、「当該領域の被曝量の危険性を示す事実は何もないけれども、『科学的に証明された真実として受け入れられているのではなく、科学的な不確かさを補う観点から、公衆衛生上の安全サイドに立った判断』としてLNTモデルは採用されている」などと虚偽の報告をしていると主張する（原告準備書面（7）の11～16頁）。

しかしながら、まず、被告は「100～200mSv以下の被曝量ならば安全」という主張をしているわけではないから、原告の上記主張は失当である。被告の主張は、「低線量被ばくの健康影響に関しては、『国際的な合意に基づく科学的知見によれば、放射線による発がんのリスクの増加は、100ミリシーベルト以下の低線量被ばくでは、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さく、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しい』とした上で、放射線管理におけるLNT仮説は、放射線防護の観点から、100ミリシーベルト以下の低線量被ばくであっても被ばく線量に対して直線的にリスクが増加するという安全サイドに立った考え方に基づいて、科学的な不確かさを補う観点から採用されているものであるから、LNT仮説から、原告及びその子どもの健康被害の危険が本件事故による放射線被ばくによって客観的に増加したことは明らかであるとはいえない」というものである（被告準備書面4の2～3頁）。

次に、上記1(3)で説明したとおり、原告が虚偽の報告と主張する本件報告書の上記記載は、ICRP2007年勧告の付属書Aの(A178)の「LNTモデルは生物学的真実として世界的に受け入れられているのではなく、むしろ、我々が極く低線量の被ばくにどの程度のリスクが伴うのかを実際に知らないため、被ばくによる不必要なリスクを避けることを目的とした公共

政策のための慎重な判断であると考えられている。」との記載と同様であつて、虚偽の報告でないことが明らかであるから、原告の上記主張は失当である。

なお、本件報告書は、原告が主張するような「100～200mSv以下の被曝量ならば安全」ということを述べているものではなく、「上記②のような状況を踏まえると、放射線防護上では、100ミリシーベルト以下の低線量であっても被ばく線量に対して直線的に発がんリスクが増加するという考え方は重要であるが、この考え方に従ってリスクを比較した場合、年間20ミリシーベルト被ばくすると仮定した場合の健康リスクは、例えば他の発がん要因（喫煙、肥満、野菜不足等）によるリスクと比べても低いこと、放射線防護措置に伴うリスク（避難によるストレス、屋外活動を避けることによる運動不足等）と比べられる程度であると考えられる。」と述べているのである（乙第12号証の9～10頁）。

#### 4 まとめ

以上のとおり、「乙12は、その重要部分において欺瞞に満ちた虚偽の事実を述べているのであり、証拠価値は皆無である。」（原告準備書面（7）の16頁）とする原告の主張は、本件報告書の内容及び本件報告書が引用する論文等の内容を正確に理解しないものであって、失当である。

### 第2 「第2 乙13の不当性」について

#### 1 基礎的な認定事実が不足しているとの主張について

原告は、東京都内でも放射性物質に晒されることを裏付ける報道、政府の発表する情報の信用性を揺るがす報道及び本件事故に対する諸外国の対応に係る報道がされていたのに、本件裁定（乙第13号証）ではそれらの事実が

認定されておらず、基礎的な認定事実が不足していると主張して、本件裁定を批判する（原告準備書面（7）の18～19頁）。

しかしながら、本件裁定は、「イ 本件事故の状況や放射性物質の拡散状況に関する情報内容」において、福島第一原発の状況、東京都内の空間線量の推移や水道水からの放射性物質の検出状況等の基礎的な事実を認定した上、それらの認定事実を踏まえて、「上記イのとおり、本件事故発生当初は、テレビ等を通して、水素爆発により原子炉建屋が崩壊した状況などの衝撃的な映像が全国に流れるとともに、避難区域等が徐々に拡大され、放射性物質の拡散や健康影響についての情報も錯綜するなどして、国民の間で大規模な原子力事故に対する不安と緊張が高まっていたことが認められ、また、東京都特別区内の環境中にも、本件事故によって放出された放射性物質が到達したことが次第に明らかとなり、都民の間でも放射線被ばくに対する不安が広がっていたことも認められる」と判断しているのであって（乙第13号証の32～33頁）、基礎的な認定事実が不足しているとの批判は該当しない。

## 2 被ばく回避行動を過小評価しているとの主張について

原告は、被ばくを回避するために西日本方面へ避難すれば多数の不便が生ずるのに、それでもなお西日本方面への避難を選択した者が少なからず存在していたのであるから、避難を希望していた東京都民はそれを上回る多数存在していたはずであり、当時の東京都民の心情からすれば、被ばく回避行動を採ることはむしろ当然のものであり、本件裁定の「申請人が本件事故発生から3月19日までの間に採った被ばく回避行動は、必ずしも考えられないものとはまでは言えない。」との評価は、妥当ではなく、あまりにも過小評価であると主張して、本件裁定を批判する（原告準備書面（7）の19～21頁）。



しかしながら、本件裁定が適切に判断しているように、「福島第一原発が危機的な状況にあったとは言え、同原発から東京都練馬区までは約220kmの距離があり（公知の事実）、政府の避難指示はもちろん、各メディアの報道も、東京都民に対してまで、自主避難やマスク着用などの被ばく回避行動を採ることを呼びかけていたわけではないし、仮にそのような情報が流れていたとしても、直線閾値なしモデルと同様、健康に対する現実的影響を前提とするものではないことは明らかである」から、「申請人が本件事故発生から3月19日までの間に採った被ばく回避行動は、必ずしも考えられないものともまでは言えない。」との評価が過小評価であるとの批判は該当しない。

### 3 政府やメディアの報道の評価に係る主張について

原告は、本件事故の事実経過や放射性物質の拡散状況、それによる健康被害に関する政府発表は、真実を公表せず、あるいは誤った事実が公表され、それが後日になって明らかとなるということが繰り返されていたのであるから、政府やメディアが東京都民に対して被ばく回避行動を呼びかけていなかったとしても、東京都民が抱いた不安感に合理的な根拠が示されていないと判断されるべきではないと主張して、本件裁定を批判する（原告準備書面（7）の21～23頁）。

しかしながら、本件報告書において説明されているように、「放射線防護上では、100ミリシーベルト以下の低線量であっても被ばく線量に対して直線的に発がんリスクが増加するという考え方は重要であるが、この考え方に従ってリスクを比較した場合、年間20ミリシーベルト被ばくすると仮定した場合の健康リスクは、例えば他の発がん要因（喫煙、肥満、野菜不足等）によるリスクと比べても低いこと、放射線防護措置に伴うリスク（避難によるストレス、屋外活動を避けることによる運動不足等）と比べられる程

度であると考えられる。」（乙第12号証の9～10頁）ことを前提にすると、東京都新宿区に設置したモニタリングポストにおける大気中の放射線量の平成23年3月1日から同年9月28日までの間の最高値が同年3月15日に検出された0.809マイクログレイ毎時（0.809マイクロシーベルト毎時に相当する。）であることからすれば（乙第13号証の26頁）、本件裁定が判断するとおり、「本件事故発生当初の時期における、本件事故及び放射性物質の拡散状況に関する情報内容からすると、東京都練馬区に居住する成人男性が、放射線被ばくにより健康影響が生じる可能性があるとか、所有する財産の価値が低下する可能性があるなどと考える合理的根拠は何ら提供されていなかったと言うべき」（同号証の34頁）であって、原告の上記批判は該当しない。

#### 4 LNTモデルを否定しているとの主張について

原告は、LNTモデルは、統計的に有意とまではいえないかもしれないが、民事訴訟において必要とされる立証を優に超えているのであり、近時の裁判実務上もこれを採用することが確立しているにもかかわらず、これを否定したと主張して、本件裁定を批判する（原告準備書面（7）の23～25頁）。

しかしながら、本件裁定は、必ずしもLNTモデルを否定しているわけではない。すなわち、上記のとおり、「放射線防護上では、100ミリシーベルト以下の低線量であっても被ばく線量に対して直線的に発がんリスクが増加するという考え方は重要であるが、この考え方に従ってリスクを比較した場合、年間20ミリシーベルト被ばくすると仮定した場合の健康リスクは、例えば他の発がん要因（喫煙、肥満、野菜不足等）によるリスクと比べても低いこと、放射線防護措置に伴うリスク（避難によるストレス、屋外活動を避けることによる運動不足等）と比べられる程度であると考えられる。」

(乙第12号証の9～10頁)ことを前提とし、「放射線被ばくによる発がんリスクは、100ミリシーベルトを超えなければ明確な増加が認められないものの、発がんリスク自体、生命・健康に重大な影響を及ぼすものであり、ICRPも、確率的影響に関して直線閾値なしモデルを採用し、公衆の年間線量限度を1ミリシーベルトと勧告していることからすれば、100ミリシーベルト以下の被ばくであっても、社会的に受容し得ない程度の健康リスクの増加として認められる場合もあると言うべきである」(乙第13号証の29頁)とした上で、「申請人の被ばくの程度では、そのリスクが増加したことを推認することができないとわざるを得ないから、社会的に受容し得るリスク増加の程度を詳細に検討するまでもなく、申請人について健康に係る法的利益の侵害を認めることはできない。」(同号証の30頁)と判断したものであるから、LNTモデルを否定することによって法的利益の侵害を認めなかったということではないのである。したがって、原告の上記批判は該当しない。

##### 5 自然放射線の量との比較に係る主張について

原告は、自然放射線は無害ではなく、本件事故由来の放射線は自然放射線に加重されるから、本件事故由来の放射線量を自然放射線の量と比較することは、全く無意味であるばかりか極めて有害であると主張して、本件裁定を批判する(原告準備書面(7)の25～27頁)。

しかしながら、原告が指摘しているのは、本件裁定の「そして、申請人の正確な被ばく線量は明らかでないが、上記ウ認定に係る東京都特別区における環境中の放射線量の推移等、申請人の生活状況、及び尿中の放射性物質の量からすれば、その被ばくの程度は、自然放射線量と同等かそれをわずかに超える程度と推認され、これを覆すに足りる証拠はない。」(乙第13号証

の29～30頁)との説示部分であるところ、当該説示部分は、本件事故による追加被ばく線量が少ないことを述べているだけであって、自然放射線の量と比較しているわけではないから、原告の上記批判は該当しない。

### 第3 「第3 不安感の根拠」について

#### 1 公開されていた情報について

原告は、3月11日から同月22日までに公開されたとする情報を整理・指摘しているが(原告準備書面(7)の27～32頁)、確認できない情報が散在していたり、原告の評価や意見が混在していることから、念のため、認否をしておく。

##### (1) 3月11日について

概ね認める。

##### (2) 同月12日について

第1段落は概ね認め、第2段落は不知。

##### (3) 同月13日について

原告が指摘するフランス大使館の声明が報道されたことは認め、その余は不知ないし争う。

##### (4) 同月14日について

第1段落及び第3段落は概ね認める。なお、IMFのアジア太平洋地域事務所の閉鎖は一時的なものである。

第2段落のうち、武藤栄副社長が、記者会見において、2号機の原子炉内の水位について、同日17時17分に燃料棒頂部まで水位が低下したこと、同日18時22分にダウンスケール(計測器がメモリのゼロ点より下を指していること)になったこと、及び現在(記者会見当時)もダウンスケール中で空だき状態なのかという記者からの質問に対して、同日19時

5 4分に水位計のハンチング（採取したデータが一定にならず、ある範囲で変動していること）が確認でき、原子炉内に海水が注入されていると判断していることなどを回答・説明したことは認め、その余は知らないし争う。

(5) 同月15日について

ア 第1段落のうち、茨城県日立市久慈局における空間線量率の測定結果については認め、その余は不知。

イ 第2段落のうち、第1文は不知。第2文の内容が報道されたことは認める。

ウ 第3段落のうち、同日零時過ぎから開始された記者会見で、被告が2号機の水位計が再びダウンスケールと発表したこと、同月14日19時20分に消防車が燃料切れで停止していることを確認したこと、その後、手作業による給油の上、原子炉内への海水注入を開始したことは認め、その余は知らないし争う。

エ 第4段落のうち、被告が同月15日8時30分から行われた記者会見において、2号機の圧力抑制室付近で音がしたこと、圧力抑制室の圧力が低下していることから何か異常があったのではないかと判断していることなどを公表したことは認めるが、その余は否認ないし争う。同号機の状況については、被告準備書面2の4項の(5)イ、(6)イ、カ、(8)で述べたとおりである。また、被告は第4文記載の発表は行っていない。

オ 第5段落のうち、第1文及び第3文は認め、第2文は否認する。使用済み燃料プールの状況については、被告準備書面2の4(7)ウで述べたとおりである。

カ 第6段落のうち、第1文及び第2文は認める。第3文以降については、

核燃料であるウラン235及びプルトニウム239の核分裂反応に伴い放射性物質が生成されることは認め、その余は知らないし争う。

キ 第7段落のうち、第1文及び第2文は概ね認め、第3文は不知。

ク 第8段落については、首相官邸ホームページに原告が指摘する記者会見の内容が掲載されていることは認める。

ケ 第9段落は不知。

コ 第10段落については、原告が指摘する内容が報道されたことは認める。

(6) 同月16日について

同日5時45分頃、4号機の原子炉建屋4階北西部付近で炎が上がっていることが確認されたこと、米国原子力規制委員会委員長が4号機の燃料プールに水がなくなっていると理解していると述べたという内容の報道がされたこと、ドイツルフトハンザ航空が成田空港への発着を見合わせたという報道がされたことは認め、その余は知らないし争う。

(7) 同月17日について

第1段落ないし第3段落のうち、自衛隊ヘリコプターにより3号機使用済み燃料プールへの放水が行われたこと、北澤防衛大臣（当時）が「今日は限界だという判断で決心した」と述べたという内容の報道がされたこと、警視庁機動隊及び自衛隊が3号機燃料プールに対する放水を行ったことは認め、その余は知らないし争う。

第4段に記載する内容が報道されたことは認める。

(8) 同月18日について

原告の指摘する内容（冒頭の8行）が報道されたことは概ね認め、その余は知らないし争う。なお、「IBM」は「IMF」の誤記と思われる。

(9) 同月21日について

関東で放射線量が上昇したという点は認め、その余は知らないし争う。

(10) 同月22日について

第1文は認め、第2文は不知。第3文は、温度を計測する各計測器が、地震やその後の事象進展の影響を受けて、通常の使用環境条件を超えているものもあり、正しく測定されていない可能性もあるが、同日1号機の原子炉圧力容器の温度につき約400度と記録されていること、被告が1号機の原子炉圧力容器の最高使用温度を302度としていることは認める。

2 主張について

原告は、「当時に誰もがアクセスできた情報に基づく」と、「東京までも居住不能になる現実的危険があるという結論を演繹的に導くことができ」、また、「フランス、イギリス、ドイツといった原子力先進国の政府」までもが、「自国民に対して、関東地方ないし日本からの待避という極めて重大な勧告をした事実」からすれば、「かかる事故後の東京に住めなくな（る）具体的・現実的危険性に基づく不安感、さらに、原告およびその家族のガン等の発症リスクの増大、および、自身と家族の将来を危惧し続けるなどの心労は、優に受忍限度を超える被害である。」と主張する（原告準備書面（7）の32～33頁）。

しかしながら、被告準備書面4の8～9頁で反論したとおり、本件事故後の諸外国の対応や関係者の発言等については、あくまで最悪の結果となった場合に備えた対応あるいは最悪の結果となった場合における可能性を述べたものであって、東京に住めなくなるような事態が現実化する危険性が高かったということとはできないし、また、東京都区内の大気等における放射線量の推移等からみた場合、東京都区内所在の原告及びその子どもらについても、その被ばくの程度は自然放射線量と同等かそれをわずかに超える程度と推認

されるのであり、発がんリスクについても、そのリスクが増加したことを推認することができない程度と考えられ、社会的に受容し得ない程度に健康リスクが増加したとは認められないのである。

この点に関して、本件裁定は、「しかしながら、福島第一原発が危機的な状況にあったとは言え、同原発から東京都練馬区までは約220 kmの距離があり（公知の事実）、政府の避難指示はもちろん、各メディアの報道も、東京都民に対してまで、自主避難やマスク着用などの被ばく回避行動を採ることを呼びかけていたわけではないし、仮にそのような情報が流れていたとしても、直線閾値なしモデルと同様、健康に対する現実的影響を前提とするものではないことは明らかである。」（乙第13号証33～34頁）と適切に判断しているところである。

したがって、原告の主張する不安感や心労は、本件事故と相当因果関係があるということとはできないのである。

以上